

## 令和5年第4回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和5年6月28日 午前9時00分～9時40分

2. 開催場所 土佐町役場2階会議室

3. 出席委員 (12名)

1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建 4 宮元務・5 窪内一雄・6 仁井田亮一郎  
8 和田勇・9 西村尚 10 細川盛次・11 近藤秀幸・12 西村美佐江 13 澤田順一・

4. 欠席委員 (2名) 7 西村園・14 川村耕貴

5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 和田彩香

6. 議事日程

### 議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 土佐町農用地利用集積計画について

### 7. 会議の次第

事務局: おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は西村園委員、川村耕貴委員の2名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。本日は農用地利用集積計画についての議題がありますので、担当の農地利用最適化推進委員さんにも出席を依頼しておりましたが、本日は欠席というご連絡を頂いております。それでは会長お願いします。

会長: おはようございます。令和5年第4回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。9番西村尚委員、12番西村美佐江委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局: 第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は1件の申請がありました。申請内容について説明します。

#### 【内容説明】

会長: 他に質疑等ありませんか。

他委員: ありません。

会長: ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長: 全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案、農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。

事務局: 第2号議案、農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、町が地域計画をたてるまでは今まで通り一対一の農地中間管理機構を使わない利用権設定ができます。また今年4月から農地中間管理機構を通したやり取りも、やり方が変わり、受け手から出し手へ中間管理機構を転貸者として3者の関係を一括して権利を設定することになりました。

今回は1件の諮問がありました。公益財団法人高知県農業公社を介した3者での賃

借権の設定です。高知県農業公社は県内で農地中間管理機構の役割を担う組織です。今までのやり方と違い、すでに県と中間管理機構との協議が終わっていますので、町の告示をもって3者の契約が成立します。

【内容説明】

会長:この他について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。報告について、事務局からお願ひします。

事務局:伊勢川山の営農型太陽光発電について、6月 22 日に農地法第5条の許可がでました。第3条についても同じ日付で許可しましたので、報告します。許可の期間は1年間です。報告は以上です。

会長:この件について質問はありませんか。なければ、事務局からその他についてお願ひします。

事務局:4月から6月までの活動記録の提出をお願いします。今日もってきている方は出して帰ってください。次に農業者年金加入推進研修についてお知らせします。8月 18 日金曜日の午後、この会議室からオンラインで研修会に参加しますので、予定をしておいてください。続いて、伊勢川山の営農型太陽光発電の現地確認を予定したいのですが、7月の総会終了後、現地確認を予定したいのですがよろしいでしょうか。徐礫や土づくり、定植が計画どおりにできているか、確認する必要があります。

会長:伊勢川山の営農型太陽光発電について7月28日の総会終了後、現地確認を予定すると事務局から提案がありましたら、皆さんご意見はありますか。

細川委員:伊勢川山営農の現在の作業の進捗状況はどうなっていますか。

事務局長:見に行けていませんが、パネルの下も瓦礫を除けて植えることができるようになり、計画通りにいっているという話を発電事業者から聞いています。受託者も毎日のように現場に入っているそうで、今のところトラブルの報告は挙がってきていません。

細川委員:分かりました。

藤尾委員:タブレットでの現地確認も活動記録に記載していますか。

窪内委員:私はタブレットでの現地確認も活動記録に記載しています。

藤尾委員:月6回活動を行うようにとのことです、タブレットでの現地確認で、山の中の圃場を何箇所も回った際も1回の活動、1日1箇所の圃場を回っても1回の活動になるでしょうか。

事務局長:1日5分であっても1回の活動として構わないと聞いています。まとめて何箇所かの圃場を現地確認するのも1回の活動になるのではないかと思っています。

藤尾委員:私は1日3時間ほどの時間を作り現地確認をおこなっていますが、1日の中で何十箇所の圃場を1回で回るのと、1箇所の圃場を回ることが同じ1回の活動になるのであれば、どうなのかと疑問に思います。6月は雨の為、3日くらいしか現地確認に行っていませんが、1回に30箇所ほど見てています。

事務局長:1筆を1回の活動として数えるのは違うと思いますが、確認します。

宮元委員:山の中の、なかなか行きつかない圃場も現地確認をしなければならないのでしょうか。

藤尾委員:私は行けるところまで車で行って後は GPS で場所を探しています。ただ、柚子を植えるところもあるので、足を運ぶ必要があると思います。

事務局長:行くことができるところは行ってもらう必要があります。現地確認も農業委員の仕事になっています。

宮元委員:山の中でタブレットを持って現地確認をしていて落として壊れた場合の補償は誰がするのですか。

事務局長:タブレットは保険に入っているので、壊れた際には事務局まで言ってください。

宮元委員:栗や柿を植えている農地はどうしたらよいですか。

事務局長:町としても耕作放棄地対策として柚子の作付けを推奨しているので、果樹を作付けする圃場については耕作しているという判断になると思っています。

宮元委員:果樹を管理しているかを判断できますか。

窪内委員:圃場の草を刈っている場合には、写真を撮って耕作していると判断しています。ただ年に何回かしか草を刈らないという人もおり、耕作しているかの判断は難しいです。

宮元委員:山の中にある国土交通省の田や畠はどうしたらよいでしょうか。常盤橋の周辺にありますか、国土交通省は農地を持てないと思っていました。工事もしてないようなところに何故か、国土交通省の田畠があります。

事務局長:今日タブレットを持って来ているようでしたら、総会終了後場所を教えてください。また、総会を閉めたらタブレットの使い方が分からない人は残って勉強していってもらえたらいります。

宮元委員:私の担当地域は平場が多いので、昼間に現地を見て耕作しているかどうかを確認し夜タブレットに入力するか、耕作者に耕作しているかどうかを聞いてタブレットに入力するという方法をとっています。

藤尾委員:タブレットにある農地は今年中に全て確認しなければならないのでしょうか。かなりの筆数があります。

事務局長:毎年農地パトロールとして確認しなければならないことになっています。

藤尾委員:先程も言いましたが、山の中の農地の確認は大変です。現実今年中に割り当てられている全ての農地の確認作業は不可能です。

事務局長:どこまで正確にできるかということにもよると思いますが、全国的にも藤尾委員が述べた意見は出ており、努力してここまでできているという報告をした上で、どうしたらよいかという話になると思います。

窪内委員:他の問題として電波が入らないところについては、写真の保存ができません。

宮元委員:写真は全部撮らなければならないのでしょうか。

窪内委員:耕作放棄地は写真を撮る必要があるということなので、撮れる範囲で撮るようにしています。

宮元委員:山の中で写真を撮っても後で見てどこの写真を撮ったものか分かりません。

藤尾委員:1つのエリアで2,3か所写真を撮り、地番までは分からないが、このエリアはこの写真ということにするしかないと思っています。それ以上の正確さを求められても GPS が動かないのだからできません。

宮元委員:山の下から見て誰が見ても耕作していないところにわざわざ行って確認し、1日に何時間もかけて仕上げなくてはならないほど大事な資料として残さなくてはならないものですか。国がしなくてはならないことを農業委員に求めること自体が国の考え方がおかしいと思います。

事務局長:農業委員としての資格がありながら活動ができていないという実態が全国的にあるため、農業委員の皆さんにタブレットにより現地確認をきちんとおこなってくださいという考えが国にはあると思います。県にも、意見交換の機会の際には、農業委員の皆さんから出ているお悩みを伝えるようにします。

澤田委員:農業委員になるにはスマホやタブレットを使える人でないと難しいと思います。地区長から推薦されたから農業委員になるのではなく、農業委員になる条件としてスマホやタブレットを使える人ということを入れておく必要があるのではないかと思います。

宮元委員:自分の娘に使い方を習ったりしていますが、配布されたタブレットは正直使い勝手が悪いです。

事務局長：状況は分かりました。県との意見交換の場でもこういう状態ですよということは伝えます。

今日の総会の後、残れる方は残ってもらえたなら、タブレットの使い方と一緒に勉強していく  
てもらえたならと思います。使い方などは、農業委員会総会の後毎回でも教えていきたいと  
思っています。初めからできないということで投げ出すのではなく現地確認に行ったら手  
書きでも活動として記録してもらって、今耕作しているということは、把握していってください。

会長：他にないようでしたら、事務局の提案通り、7月28日総会終了後、現地確認を行います。

午前中いっぱいかかる予定をしておいてください。次回について事務局よりお願ひします。

事務局：次回の農業委員会についてお知らせします。次回は7月28日、金曜日、9時から開催しま  
す。開催の際には開催通知を郵送します。開催の無い場合は通知がありませんので、ご注  
意ください。以上です。

会長：他にご意見ありませんか。それでは以上で第4回農業委員会総会を閉会します。お疲れ  
様でした。

土佐町農業委員会長

西村 敦一

議事録署名委員

西村 尚

議事録署名委員

西村 美佐三